

## **〔事案 27-186〕 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 7 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

肝硬変症・糖尿病による入院は必要な入院であったとして、生活習慣病入院給付金、疾病入院給付金、初期入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 6 月に契約した生活習慣病保険および終身医療保険について、肝硬変症・糖尿病により入院したので、生活習慣病入院給付金、疾病入院給付金、初期入院一時金を請求したところ、入院給付金が支払われなかった。

しかしながら、本件入院は、担当医の入院指示によるものであり、入院時には他臓器についても疾病が疑われていたもので、入院の必要性があったものであるから、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、本件入院は約款上の「入院」に該当するものとは認められず、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件は非代償期の肝硬変ではなく、検査数値をみても、入院治療が検討されるべき数値ではないもので、日常生活は自力で行うことができる状態であった。
- (2) 糖尿病についても、検査数値を見ると、投薬療法や食事療法を行いつつ通院することで十分に足りるものである。
- (3) 本件入院は、血液検査等がされないままに入院がなされたものであり、倦怠感、食欲低下の訴えのみで即入院としたものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の入院の必要性・相当性等について把握するため、申立人に対して事情聴取を行い、また、審査会が独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社の行った本件入院にかかる査定判断も一つの考え方であり、誤ったものであるとすることはできないが、一方で、申立人は、入院当初は全身倦怠感により歩行が困難な状態であり、また、血糖コントロールや安静による全身状態の回復を目的として、入院して治療をすることはあり得ることであり、医師の裁量により一定期間の入院の必要性は認められる可能性があると考えられる。これを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。